

福祉サービス第三者評価  
評価結果報告書  
令和5年度

社会福祉法人 あらぐさ会  
わかば保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

# 目次

## サービス第三者評価結果報告書

### ◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

### ◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

#### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- II-1 管理者の責任とリーダーシップ
- II-2 福祉人材の確保・育成
- II-3 運営の透明性の確保
- II-4 地域との交流、地域貢献

#### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- III-1 利用者本位の福祉サービス
- III-2 福祉サービスの質の確保

### ◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

#### A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

#### A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

#### A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

## 福祉サービス第三者評価結果の概要

### ①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

### ②施設・事業所情報

名称:	わかば保育園
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	伊佐治 由紀
定員(利用人数):	120名(利用人数:123名)
所在地:	〒244-0813 横浜市戸塚区舞岡町992
TEL/FAX:	045-823-1439 / 045-823-1581
ホームページ:	<a href="https://www.aragusakai.jp/wakaba">https://www.aragusakai.jp/wakaba</a>
開設年月日:	1979年4月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人あらぐさ会

職員数	常勤/非常勤	常勤:25名	非常勤:14名
	専門職員(名称)	園長:1名 保育士:29名 栄養士:2名 看護師:1名 調理師:3名	

#### 施設状況

保育室:7室	トイレ:7ヶ所
調理室:1室	事務室:1室
園庭:あり	

### ③理念・基本方針

<保育理念>  
 ①私たちは、憲法と児童福祉法にもとづき、子どもたちがすこやかに育つ権利を守り、保護者と力を合わせて、より良い保育を進めていきます。  
 ②私たちは、子どもたちがのびのびと生活し、登園が待ち遠しくなるような魅力ある保育園づくりをめざします。  
 ③私たちは、お父さん、お母さんが安心して働けるように支援し、地域の子育てに貢献します。

<保育目標>  
 \* 健康な子ども  
 \* 心ゆたかな子ども  
 \* 仲間を大切にし、自分も大切にする子ども  
 \* 仲間と一緒に考え、力を合わせる子ども  
 \* 自分のことは、自分でできる子ども

<保育方針>  
 ・子どもたちの心と身体を健やかに育て、その可能性を引き出す生活と教育の場  
 ・父母が安心して働ける保障の場  
 ・職員が学び生き生きと働く場

そのために、  
 ・職員と保護者は、子どもを中心に話し合い、よりよい保育をめざす  
 ・法人役員は、それぞれの立場を尊重しながら、保育の充実をめざして運営する  
 ・多様な保育要求に応えるために、産休明け保育・長時間保育・障がい児保育等を行う  
 ・すべての子どもたちが、子どもたちにふさわしい保育条件の中で、生き生きと育つよう、地域の人たちと、手をつなぎ努力する

## ④施設・事業所の特徴的な取組

・子どもたちがのびのびと主体的に遊べる環境づくりを大切にしていること。恵まれた自然環境の中、こどもたちは、園庭で自由に蛇口をひねり泥んこをしたり砂場に池を作って遊んでいます。乳児クラスの子どもたちもバケツに水を入れ砂や落ち葉、小石も一緒に手で混ぜています。靴を履くも履かないも自由で、ほとんどの子が裸足で走り回っています。また、週に一度は近所の神社や公園に散歩に出かけ季節を満喫することが出来ます。室内では、子どもが手の届く場所におもちゃや廃材が置いてあり自由に工作をしたり遊びを展開しています。また、体作りを大切に、子どもたちが自分の身体をコントロールしながら動かせることを目標にしています。食事も素材の味を生かした薄味を心がけ楽しみになる献立作りをしています。

・家庭との連携を大切にするとともに子どもの成長を見守る関係づくりを心掛けていること。日常の出来事を書く連絡帳を入園時から使い子どもの成長を伝え合うツールとしています。それに加え壁新聞やクラスだよりなど個人の事はもちろんクラスで楽しんでい事も伝えていきます。日々の保育の積み重ねである行事は、保護者、職員で目の前にいる子どもたちの成長を一緒に喜び合える日として大切にしています。また、年3回のクラス懇談会、年1回の個人面談を設けています。・園内研修をはじめとした職員の技術や資質の向上に努めていること。外部研修は、一人ひとりが自分の求める内容の研修を受講しています。また、個人の経験をもとに園から提案する研修も受講しています。園内研修は、毎年内容を検討し、個人としての成長はもちろん集団としての課題をグループワークを主に行っています。この場では、経験やクラスを超えて自分の考えを伝え合い互いを知ることで、安定した人間関係が築かれ互いを助け合うチームとして保育にあたる事が出来ています。結果として離職率の低下に結びついています。

## ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和5年7月4日

訪問調査日：令和5年11月17日

評価結果確定日：令和6年3月13日

受審回数(前回の時期)

1回(前回:2018年度)

## ⑥総評

◇特長や今後期待される点1) 充実した保育内容と主体性を大切にされた環境が設定されています

園は戸塚区の中でも自然環境に恵まれた地域にあります。園舎内は木造部分が多く、温かみのある空間となっています。全体的な計画の中に各年齢の“身体作りに関わる活動”が示され、リトミックや運動用具を多く使った活動が日々活発に行われています。制作コーナー、牛乳パックや廃材を使った手作り玩具、各年齢にあった玩具などは子ども自らが取り出し遊べる環境となっています。園庭も広く、水や土を使ったどろんこ遊びやボール遊びも盛んです。子どもの発達を助長する遊びや主体的に遊べる保育環境を大切にされた保育が展開されています。

2) 地域の関係機関、団体等と連携をして保育に取り組んでいます

区役所の所管課や地域療育センター、児童相談所、民生委員等の関係機関と継続的に情報交換を行い、問題解決に向けて協力して取り組んでいます。要保護児童対策地域協議会にも参加して、子どもの虐待防止に取り組み、適切な保育サービスを提供しています。地域の社会資源の活用も積極的に進めています。子どもは近隣の公園で開催される「案山子まつり」や地域の芋掘り、梅もぎに参加しています。また、近隣の高齢者施設の利用者を園に招待して交流しています。玄関の棚には、地域の子育てに関する資料を置き、保護者に情報提供をしています。地域との関りの中で子どもたちは様々な体験をしながら成長しています。

3) 楽しく豊かな食事を提供しています

園には大きなホールがあり、食事の空間としてゆっくり落ち着いて食事ができる環境があります。食器、食具は年齢ごとに成長に合わせたものを用意しています。幼児クラスは、自分で適量の盛り付けをし配膳をしています。乳児は個々の発達の差を踏まえ、保育士が量の調節をしています。給食試食会を開いて保護者にも味の共有をして貰っています。食育の一環として、食育コーナーを設け、食材に触れたり、調理の下拵えを手伝う機会をもち、子どもたちの食に関する興味を深めています。日頃から食材に触れたり、本やお話しの中から食材に関する知識を深めています。また、月に1度「お弁当の日」を設け、保護者の理解、協力のもとに家庭からお弁当を持参してもらっています。子どもたちは給食とは違う特別な日として楽しみにしています。子どもが食に興味を持ち、楽しく食べられるよう取り組んでいます。

4) 中・長期の計画の策定が期待されます

中・長期の事業計画と収支計画の策定がありません。中・長期的な目標を明確にし、その目標を実現するためには何を実施していくのか、具体的な実施計画となる中・長期の事業計画の策定が期待されます。あわせて中・長期計画を進めていくうえで、その財務面の裏付けとなる中・長期の収支計画も期待されます。施設整備など単年度では解決できない事業について、中・長期的な計画に位置づけて取り組んで行く事が求められます。

**⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント**

項目ごとに細かく確認して頂き、取り組むべき課題や視点に対しての気づきとなりました。職員のグループ討議を行うことで、保育以外の運営の面にも視野を広げることができました。又、保護者アンケートにより、説明の不十分な所が分かり、今後、保護者に保育をより一層理解していただくための工夫を検討する機会となりました。今後も職員と話し合いを大切にしながら子どもを中心とした園運営に取り組めます。

**⑧第三者評価結果**

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

## 第三者評価結果（共通評価基準）

- \* 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- \* 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	-----------------------------------	---

#### 【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
  - イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
  - ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
  - エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
  - オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
  - カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
  - キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

#### <コメント>

保育理念、保育目標は事業所ホームページ、パンフレット、入園案内、園内掲示等で確認でき、子どもの人権を尊重した適切な内容になっています。毎年、年度末の全職員参加の研修会(新年度研修)を始め、職員会議等で職員への周知が図られています。保護者にはクラス懇談会等の機会に分りやすく説明したり、園だより等で内容を伝えています。保育方針は、ホームページに記載されています。

#### I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
---	---	---

#### 【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

園長は、戸塚区の私立保育園の園長会、保育団体の会議等に参加し、行政の職員から社会福祉事業の動向について情報を得ています。子育て支援事業に参加し、民生委員や関係機関から地域情報を聴取しています。園庭開放や交流保育事業の機会に保護者のニーズを把握しています。また行政情報からの保育ニーズのデータも確認しています。予算編成や決算の機会には、事業収支の状況を分析し、経営状況の把握をしています。

第三者評価結果

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
  - ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
  - イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
  - ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
  - エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

整備と人材確保・育成が中・長期的な経営課題であると捉え、取組を進めています。経営課題への改善取組は法人全体の課題として位置づけ、法人理事会で意見交換を行うなど、法人役員間で共有しています。経営課題については、職員とも共有するため、職員会議等で折に触れ情報提供したり、職員の意見を聞いたりしています。働きやすい職場環境作りや人材育成に取り組んできた結果、職員の定着率の向上につながっています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

c

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してはいるが、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
  - ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
  - イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。



- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

## &lt;コメント&gt;

保育所の施設整備については、法人内に理事長をトップとする委員会を立ち上げ、中・長期的な観点から検討を進めていますが、中長期の事業計画と収支計画の策定がありません。中・長期的な目標を明確にし、その目標を実現するためには、具体的な「中・長期の事業計画」と、その財務面の裏付けとなる「中・長期の収支計画」の策定が求められます。施設整備計画は単年度では解決できない課題のため、中・長期的な視点で計画に位置づけた取組が期待されます。

第三者評価結果

5

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

C

## 【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

## &lt;コメント&gt;

単年度の事業計画には、今年度の重要事業、保育事業、地域との交流、子育て支援事業、保育学生の受け入れ、人材育成と職員研修、保育体制及び研修計画、行事計画等が具体的に策定されています。また、単年度の収支計画も適切に策定されており、事業計画は進捗状況を確認しながら着実に実行されています。しかし、中・長期の事業計画と収支計画が策定されていません。これらの計画を策定し、その内容を反映した単年度計画の策定が期待されます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a

## 【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

単年度の事業計画は、職員の参画や意見を踏まえて園長がまとめたものを全職員参加の会議で話し合っただけで策定しています。策定した事業計画は、前年度末に開催される「新年度研修」で職員に説明しています。事業の進捗状況は月ごとの職員会議や週ミーティングで確認しながら、行事計画、研修計画の見直し等を適宜行っています。法人監事からも事業計画の執行状況についてアドバイスを受ける仕組みがあります。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

a

## 【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。  
 b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。  
 c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。  
 イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。  
 ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。  
 エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

## &lt;コメント&gt;

事業計画の主な内容は、クラス懇談会で説明したり、園だより(わかばっ子)、クラスだより、広報誌(あらぐさ会ニュース)等で保護者に周知しています。新入園児の保護者には入園案内をもとに丁寧に説明をしています。行事計画は、年度当初に年間計画を配付し、保護者の行事参加を促しています。園舎内に掲示している「壁新聞」は、日常の保育の様子を写真とコメントで分かりやすく伝えています。またホームページでも子どもの様子を伝える写真とコメントを掲載しています。

## I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

## I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8

I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

## 【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。  
 b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。  
 c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。  
 イ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。  
 ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。  
 エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

## &lt;コメント&gt;

指導計画に基づく保育実践の振り返りが適切に実施されています。毎月の月案を作成するに当たっては、クラスミーティングで、遊び、生活、食育ごとに前月の振り返りを行っています。年間の指導計画に基づく保育実践についても、期ごとに同様の振り返りや意見交換をしています。ここでは、「次期に向けて」として次期の取組についても確認をしています。この振り返りは、全職員参加の職員会議や週ミーティングで意見交換を行っており、他クラス分を含めて全職員で共有しています。これらの自己評価を踏まえて保育所の自己評価につなげ、ホームページで公表しています。

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
  - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
  - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
  - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
  - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

年間指導計画に基づく保育実践について、クラス内での話し合いでまとめた「期ごとの振り返り」で、課題を明確にしています。「次期に向けて」の取組を記載し、全職員で意見交換を行って共有しています。これらの振り返り内容は次年度の事業計画に反映させて計画的な取組につなげています。具体的な取組として、保護者からも声があった不審者対策等の園舎の安全について検討し、改善に取り組みました。年度末に実施している自己評価は、ホームページで公表するなど積極的に公開していますが、課題の明確化や改善策の記載も期待されます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
  - イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
  - ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
  - エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

全職員参加の「新年度研修」や毎月の職員会議、週ミーティングにおいて、園長は、保育所の経営・運営の方向性や運営状況等について説明するとともに、自らの役割・責任についても伝えています。園だより「わかばっ子」では毎月園長メッセージを載せていますが、これは職員も意識した内容となっています。運営規程で、園長の職務内容を定めていますが、今後は、非常時等における園長不在時の権限委任を含めた、より具体的で明確な職務分掌の策定が期待されます。

## 11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

## 【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
  - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
  - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
  - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

園長は、行政や保育団体の主催する研修会に参加したり、関係文書を購読して法令遵守について理解を深めています。職員の勤務条件に関すること等については、顧問の社会保険労務士から必要なアドバイスを受けられる体制になっています。外部の取引事業者や行政関係者とは、法令遵守の立場から適正な関係を保持しています。環境への配慮として、古紙、空き箱、ペットボトル、ダンボールなどの廃材を子どもの制作に活用しています。就業規則の「服務心得」や「働く上での約束」を策定し、法令遵守について職員周知を図っています。

## II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

## 12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

## 【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
  - イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
  - ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している
  - エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
  - オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

## &lt;コメント&gt;

園長は、月ごと、期ごとの保育士の振り返りについて、クラスミーティング、職員会議等に参加して適切な指導を行うなど、保育の質の向上に向けて指導力を発揮しています。また、職員会議等で出された職員意見等を各計画に反映させています。職員は、行事、研修、防災、園だよりの編集等について役割を分担し、園長も積極的に参画をしているなど、組織として取り組む体制を構築しています。職員の意向を踏まえながら研修計画を策定し、職員が必要な研修を受講できるように配慮をしています。

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

b

## 【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
  - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
  - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
  - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

## &lt;コメント&gt;

園長は、各クラスの子どもの状況を把握して、丁寧な保育を行うため、適切な人員配置をしています。クラスの子どもの登園状況を見ながら必要に応じてシフトの変更を行っています。業務の効率化のため登降園システムや簡単メールを導入しています。簡単メールは、必要に応じて一斉送信や返信機能が使用でき、災害時等の緊急連絡にも活用ができます。職員に業務の役割分担を行い、組織的に業務に取り組む体制を構築し、園長も積極的に参画しています。今後は、さらにICTの活用を進める等、継続的に業務の効率化に取り組むことが期待されます。

## II-2 福祉人材の確保・育成

## II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

a

## 【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
  - イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
  - ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
  - エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

## &lt;コメント&gt;

単年度の事業計画に、「人材育成と職員研修」として位置づけがあり、計画的に人材育成を進めています。人員計画も「保育体制」として記載されています。人材育成としては、研修計画に基づく研修受講のほか、保育現場での実践研修に力を入れています。絵の具や粘土の扱い方など保育士自身が学ぶことを重視しています。人材確保活動としては、ハローワークの活用他、就職相談会に参加したり、養成校を訪問し学生の相談に応じています。人材育成や働きやすい職場環境づくりの結果、職員の定着率の高さにつながっています。

15

## II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

## 【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。
- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
  - イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
  - ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
  - エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
  - オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
  - カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができてい

## &lt;コメント&gt;

法人策定の文書「働く上での約束」、「保育を仕事とする者として」の7項目の期待する職員像等を示しています。採用、配置等の人事基準は就業規則に定められ、職員会議等で周知されています。職員の処遇水準に関しては、私立園長会での意見交換やハローワークの求人票等により調査をしています。また、職員との日頃のコミュニケーションや定期的な意向調査により把握した職員の意向に基づき、改善策等を検討し、実施しています。経験年数や階層によって求められる職員の姿を明らかにしています。今後は、職員の専門性、職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価する仕組みの整備が期待されます。

## II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16

## II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

## 【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
  - イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
  - ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
  - エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
  - オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
  - カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
  - キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
  - ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

園長と主任保育士は、職員の就業状況や意向を把握し、適切な労務管理をしています。有給休暇の申請に基づき、職員一人ひとりの就業状況一覧表に記載し、就業状況の把握ができるようにしています。有給休暇の取得について、必要に応じて声かけをするなど、有給休暇を取得しやすい環境づくりをしています。育児中の職員には、育児短時間勤務制度の利用や固定時間勤務の選択をできるようにしています。行事の準備等の繁忙期には、子どもの状況を見ながら勤務時間内に作業できるようにクラスを越えた体制で対応をしています。福利厚生として、家賃補助、住宅手当、食事会、被服費の貸与などの制度があります。働きやすい環境づくりへの取組は、職員の定着率の向上につながっています。

## II-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

## 17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

## 【判断基準】

- a)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。  
 b)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。  
 c)職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。  
 イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。  
 ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。  
 エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。  
 オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

## &lt;コメント&gt;

期待する職員像は、「保育を仕事とする者として」の7項目が示されています。年度当初に保育所の目標等を踏まえ、職員一人ひとりとコミュニケーションを図りながら目標を設定しています。目標管理のためのシートの様式には、年度課題、省察、自己評価、園長コメントの項目があります。園長は適宜職員に声をかけて目標の達成状況を確認し、必要な支援を行っています。年度末には、職員と面接を行い、状況を確認しています。（削除しました）職員の目標の設定には、一人ひとりの能力や経験年数等を配慮した目標水準等を示し、到達度を明確にされることが期待されます。

第三者評価結果

## 18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

## 【判断基準】

- a)保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。  
 b)保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。  
 c)保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。  
 イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。

- ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

期待する職員像は、「保育を仕事とする者として」の7項目に明確にされています。事業計画に年度の研修計画が策定され、外部研修、園内研修、キャリアアップ研修の計画の中で受講対象者も明示されています。年度途中で必要や状況に応じて研修内容の見直しを行いながら、適切な研修となるように取り組んでいます。

第三者評価結果

19

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c)職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

研修計画に基づき、職員一人ひとりが必要な研修を受講できるように配慮をしています。職員の経験や習熟度に応じたOJTが実施されており、園長、主任も積極的に現場に入っています。園長は、「保育実践」として、絵の具や粘土など具体的な素材を通して子どもへのアプローチ等について伝えることに力を入れています。年一度全職員が参加する法人研修を実施し、職員間の共通理解を深める取組もしています。保育所職員全員参加の新年度研修は、事業計画や各マニュアルなどの職員周知のため、時間をかけて取り組んでいます。園長、主任は保育所の経営や運営に関する研修に参加しています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【判断基準】

- a)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。



- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

事業計画に、「保育学生の受け入れ」として位置づけ、実習生の受け入れ体制を整備しています。受け入れに当たっては、「実習生育成マニュアル」を整備し、積極的な取組をしています。マニュアルに基づいて、オリエンテーションを行い、保育方針、子どもへの関わり方、保育時の服装、子どもの個人情報に関する留意事項について説明しています。主任保育士と担当保育士は、実習期間中に実習生と面談を行うなど丁寧な関わりをしています。養成校が用意した実習プログラムに基づき、実習目的に沿った実習内容になるよう、養成校と連携して取り組んでいます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	b
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
  - b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
  - c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
  - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
  - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
  - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
  - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

ホームページには、保育理念や保育方針、保育の内容、保育所の自己評価、第三者評価の受審、苦情解決の状況などの情報が公開されています。区役所には、保育所のパンフレットを置き、紹介パネルも設置されています。法人の広報誌「あらぐさ会ニュース」をホームページに掲載するほか、在園児・卒園児の家庭、地域の小学校、保育園などに配布しています。更に、事業計画、事業報告、予算・決算情報についても法人・保育所のホームページで公開するなど、より積極的な情報公開が期待されます。

第三者評価結果

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
  - b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
  - c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
  - イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
  - ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
  - エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>  
 保育所の事務、経理、物品購入等については、経理規程に基づき適正に処理しています。予算の範囲内で、決裁権者による稟議書決裁を経て、保育所で契約行為等をする仕組みです。法人では、外部の会計事務所の支援を受けて「会計会議」を毎月開催し、事務・経理処理の執行状況をチェックしています。また、法人の監事が定期的に内部監査を行っています。監査によるアドバイス等を受け、より適正な事務・経理処理につなげています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

	<b>II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</b>	<b>a</b>
--	--	----------

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
  - b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
  - c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
  - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
  - ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
  - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
  - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>  
 事業計画の中で地域との交流を位置づけ、子どもと地域との交流を進めています。例年、地域の方を招待して、園内で「わかばまつり」を開催し、園児が地域と交流する機会となっています。子育て支援として取り組んでいる「交流保育」では、地域の親子が来訪して絵の具遊びや水遊びを在園児と一緒に取り組んでいます。子どもは近隣の公園で開催される「案山子まつり」や地域の芋掘り、梅もぎに参加しています。また、近隣の高齢者施設の利用者を園に招待し、交流しています。玄関の棚には、地域の子育てに関する資料を置き、保護者に情報提供をしています。

第三者評価結果

24

	<b>II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</b>	<b>a</b>
--	--	----------

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
  - ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
  - イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
  - ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
  - エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
  - オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>  
 事業計画や全体的な計画にボランティア受け入れの位置づけを行い、受け入れ体制を整備しています。ボランティア受け入れマニュアルとボランティア向けの説明書「ボランティア活動に参加する皆様へ」を用意しています。中学生・高校生の職業体験としての受け入れもしており、高校生には保育士の仕事内容を具体的に伝え、質問にも丁寧に答えています。「中学生の職業インタビュー」に園長、主任が対応する場面もあります。次年度、小学校で1年生を担当する教員の研修を受け入れています。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
  - ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
  - イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
  - ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
  - エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
  - オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
  - カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>  
 保護者の子育て支援に関わる地域の関係機関についてリスト化し、関係資料をファイルしています。関係機関からの情報は、職員会議等で職員に周知し、情報共有しています。区役所の所管課、地域療育センター、児童相談所、民生委員と継続的に情報交換を行い、問題の解決に向けて協力しています。子育てサポートの活動にも積極的に参加しています。要保護児童対策地域協議会にも参加して、子どもの虐待防止に取り組んでいます。

## II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

## II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

## 【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

## &lt;コメント&gt;

地域の関係機関、団体との情報交換、園庭開放や交流保育での相談事業などにより、地域の福祉ニーズを把握しています。昨年まで、戸塚区の事業「ひよこ会」(赤ちゃん教室)の活動では自園の園舎を会場に提供し、保護者ニーズの把握に努めていました。今年から会場は変わりましたが、引き続き関わりを継続しています。地域ケアプラザで開催される子育て連絡会も関係機関等から情報を得る場として活用しています。毎週定期的に行っている園庭開放や交流保育でも保護者からの相談に応じ、保育所の専門性を活かした保護者支援をしています。

第三者評価結果

27

## II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

a

## 【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

地域の福祉ニーズに基づいて、地域貢献に関わる事業を行っています。事業計画や全体的な計画には、地域交流事業として公益的な事業・活動を位置づけています。戸塚区主催の「ひよこ会」(赤ちゃん教室)に積極的に参加して、関係者と連携し、地域の保護者支援に当たっています。「ハマロードサポーター活動」に参加し、園児が保育士と一緒に園周辺の道路の清掃活動をしています。10年間続けて市から表彰もされています。園舎には災害備蓄をしておき、AEDも設置するなど、災害時等には地域の避難場所となることも想定しています。

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

## Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

## Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28	<b>Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</b>	<b>a</b>
----	---	----------

## 【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
  - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
  - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
  - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
  - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
  - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
  - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
  - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

保育理念や保育方針に基づいて子どもを尊重した保育の実践に取り組んでいます。法人が策定した「働く上での約束」は、職員が子どもを尊重した保育を実践するための指針となっており、マニュアルにも子どもを尊重した基本姿勢について記載されています。職員は、定期的に入権チェックリストを使用し入権への配慮について確認しています。職員は日々の保育の中で子ども同士が、お互いに意見を言える関係性を大事にする関わりをしています。法人研修で、「これからの保育現場に期待すること～性教育の観点から～」をテーマとして専門家の講演があり、子どもの「性」について学んでいます。保護者に子どもの入権の尊重について、懇談会で伝えています。

第三者評価結果

29	<b>Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</b>	<b>b</b>
----	--	----------

## 【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
  - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
  - ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
  - エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

## &lt;コメント&gt;

子どものプライバシーに配慮した保育サービスが実施されています。保育室は、本棚やおもちゃ箱、パーテーション等で仕切ってコーナーを設置し、子どもが他の子どもの視線を気にせず落ち着いた過ごせる空間を確保しています。また、物入れの下に空間があり、子どもが安心できる居場所になっているなど、子どもの居心地の良い環境づくりに配慮しています。保護者には子どものプライバシーに配慮した取組について、懇談会等で周知をしています。プライバシー保護に関するマニュアルの整備が期待されます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

## 【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。  
 b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。  
 c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。  
 イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。  
 ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。  
 エ 見学等の希望に対応している。  
 オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

## &lt;コメント&gt;

パンフレットは理念や保育目標、園として大切にしている保育の方針、一日の生活や年間行事の様子等が写真やカットが添えられ、若葉を象徴した温かい色合いで作られています。パンフレットは区役所に園紹介のパネルと共に置いてあります。内容に変更があった場合には見直しをしています。ホームページは保育目標、乳幼児のデイリープログラム、保育時間、年間行事予定、子どもの写真を含め分かりやすく説明されており、月1度更新しています。見学希望者は個別に随時受け付け、パンフレットを渡し、主任が対応して説明しています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

a

## 【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。  
 b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。  
 c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。  
 イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。  
 ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。

- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>  
 2月の最終土曜日に入園予定の保護者全体に園の概要や保育内容、注意事項、持ち物等の説明会を実施しています。特に持ち物は実物を用意したり、収納する引き出しごと見せるなど、丁寧に説明しています。後日個人面談を行い、入園までの生活の様子を聞き取り、慣らし保育の確認を行っています。年度途中の入園児は重要事項の説明も含め個別面談を行っています。進級にあたっては懇談会を活用しています。保護者の保育要件の変更は区との中継ぎをする場合もあります。配慮が必要な保護者については個別に声をかけ対応しています。

第三者評価結果

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。 b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
  - ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
  - イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
  - ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>  
 転園の際の保育の継続性を配慮した引き継ぎ文書は特に定めていません。今後、転園先から問い合わせがあった場合の対応方法についての確認が必要です。卒園後は定期的に、法人の“あらぐさ会ニュース”を卒園児家庭に送付しています。ニュースをみて園を訪ねてくれる卒園児もいます。またコロナ禍前には「わかばまつり」が年1回行われており、卒園児親子が多数参加しています。今後は園も相談できる場である事を文書にして情報提供することが期待されます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 a

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
  - ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
  - イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
  - ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
  - エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に参加している。

- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

子どもの表情や会話から園生活を楽しんでいる姿や、保護者の話から子どもの園生活の満足を把握しています。保護者とは年1回の個人面談、年3回の懇談会での意見交換で子育ての悩みや園への要望等、保護者の満足や要望を把握しています。わかばまつりの再開や駐車場の混雑の解消等の事例があります。行事後の感想は連絡ノートだけでなく別紙でもらい、廊下に掲示しています。保護者会は主任が窓口となって対応しています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
  - ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
  - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
  - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
  - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
  - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
  - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
  - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決の責任者は園長で苦情受付担当者は園長、主任となっています。入園面接の重要事項説明書の中で苦情解決の仕組みを説明し、第三者委員の連絡先を伝えています。保護者、園長、運営者が意見や要望を出しやすく協力しあう「より良い保育のための委員会」を設置しています。相談記録簿が作成されていますが、現在まで苦情の申し出はありません。今後、入園面接の時だけでなく、苦情解決の体制が保護者に浸透していく工夫が期待されます。

第三者評価結果

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。



- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

入園面接時に保護者が相談や意見が述べやすいように受付窓口である園長、主任、第三者委員の連絡先を伝えています。併せて懇談会や行事挨拶時にも相談相手は園長、主任、担任、看護師、栄養士等の他に、第三者委員に相談できる事を説明しています。直接伝えることに躊躇する保護者の為に意見箱を玄関前に設置しています。相談場所は他の保護者を気にせず相談できるように、事務室、新園舎、2階事務室等を相談場所にして相談のある保護者に配慮しています。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

毎日の園生活の様子は、送迎時だけでなく、連絡ノートのやり取りでコミュニケーションを取り、保護者の思いを汲み取るように努めています。意見や相談に対して担任が回答に困った時は主任、園長が相談に乗り、状況によっては面談も行っています。相談内容は会議を通じて職員に伝えています。検討が必要な内容は保護者にその旨を伝え、週ミーティング等で検討後に直ぐに回答しています。意見や相談対応などの手順マニュアルがなく、今後、全職員が対応出来るような手順を含めたマニュアルの作成が期待されます。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>  
 リスクマネジメントの責任者は園長で「事故防止対応マニュアル」を基に体制が整備されています。新年度、全職員で事故発生時の報告経路を確認しています。区から送られてくる事故事例を共有し、各クラスのヒヤリハットの記録を報告し合い、保育の安全確認と事故防止、再発防止に努めています。安全確保、事故防止のため、年1回のAED講習、様々な状況を設定したロールプレイ形式の事故対応研修を行っています。事故防止対策として月1回職員による遊具の不具合や設置場所、保育室内外の安全点検を行っています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
  - ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
  - イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
  - ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
  - エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
  - オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
  - カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
  - キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>  
 感染症対策として「感染症対応マニュアル」「衛生管理、清掃マニュアル」があり、感染症対策の管理体制が整備されています。毎日消毒液を作り、玩具の消毒方法や保育室、トイレ等の清掃手順が示され、園内は清潔に保たれています。新年度研修で嘔吐処理研修を行い、職員は発生時の対応方法を身に付けています。また看護師は外部研修や区から最新情報を得て職員に周知しています。感染症が発生した時は発生状況、発生数を知らせる医療機関への受診を呼びかけています。季節性の感染症の流行前と年度末にマニュアルの見直し、確認を行っています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 a

【判断基準】

- a)地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b)地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c)地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
  - ア 災害時の対応体制が決められている。
  - イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
  - ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
  - エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
  - オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

災害時の対応に備えて「防災訓練マニュアル」があります。消防署との連携も含めて様々な状況を想定し、毎月訓練を行っています。災害発生時の役割分担体制に基づき、速やかに行動できるようになっています。園は土砂災害危険区域のため、避難確保計画(土砂災害計画)を作成し、行政に提出しています。実際避難レベル3となった場合(令和5年は2回)は、避難の開始準備、お迎え要請メールを送信して対応します。メールは保護者、職員の安否確認も取れるメールとなっています。備蓄類は防災係が管理者となり、備蓄リストを作って整備管理しています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

b

【判断基準】

- a)保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b)保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c)保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
  - ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
  - イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
  - ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
  - エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
  - オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

日々の保育を進めるにあたって様々な保育場面の実施の手順が文書化され、マニュアルとなっています。おむつ交換、午睡の見守り方法、水遊びの注意点、離乳食や調乳方法、園外保育等の留意点等が職員に配布されています。職員は必要な時に会議で実施方法のマニュアル確認を行っています。項目ごとにチェック表があり、実施しているかどうか記録できるようになっています。マニュアルに基づいた保育が行われ、子どもの個人差、発達状況を考慮して実施しています。今後も、保育場面での実施方法をマニュアルに追加していく事が期待されます。

## 41 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

## 【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
  - イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に変更されている。
  - ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
  - エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

## &lt;コメント&gt;

日々の保育を行う中で実施方法に疑問や見直しが必要になった時に週ミーティングで話し合い、見直し訂正しています。特に保健関係については情報が日々新しくなるため、区の会議や研修で看護師が情報を得たらすぐに周知し、修正が行われています。年度始めの研修時でも確認をしています。保護者からの意見や提案も実施方法の見直しに繋がる場合もあり、その仕組みは会議、ミーティングで取り上げ、職員全体に共有されています。

## III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

## 42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

## 【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
  - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
  - ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
  - エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
  - オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
  - カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
  - キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
  - ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

## &lt;コメント&gt;

指導計画作成の責任者は主任となっています。全体的な計画の中で、各クラスは年間クラス目標を基に年間を4期に分けた年間指導計画を作成しています。当月の子どもの姿を振り返り、次月の月案をクラス担当、園長が話し合って主任が確認しています。その後、週案が作成されています。作成する中で栄養士、看護師、療育センター等担当以外の意見を参考にする場合もあります。子どもと保護者の具体的な課題は児童票に記載しています。乳児や障害のある幼児は個別の月案支援計画(月案)を作成しています。

## 43 III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

## 【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
  - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
  - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
  - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
  - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

## &lt;コメント&gt;

月案指導計画の見直しはクラス担任と園長が話し合い、評価反省をしています。それを生かして次月の指導計画に繋げており、評価、見直しを行う手順、仕組みが整備されています。指導計画の変更は週ミーティング等で職員に知らせています。各クラスの年間指導計画の見直しは、先ず各クラスが見直しを行い、その後乳児、幼児クラスの代表によるプロジェクトチームが発足し、各クラス分の見直しを確認後に会議で検討し、次年度の指導計画に生かしています。

## III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

## 44 III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

## 【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
  - イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
  - ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
  - エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
  - オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
  - カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

## &lt;コメント&gt;

一人ひとりの子どもの発達状況や生活の様子を記録している児童票、年間計画、月案、個別指導計画、クラス日誌等、園で使用する書類は決まった様式で、手書き、パソコン入力のどちらかで記録しています。全職員が何時でも内容の確認が出来るようになっています。書き方、内容のバランス等職員によって差異が生じない様に、主任、副主任が目を通し、誰が読んでも分かるような書き方になっているか確認しています。今後、更にICT化を進め、情報を共有する仕組み作りが望まれます。

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

## 【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
  - イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
  - ウ 記録管理の責任者が設置されている。
  - エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
  - オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
  - カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

## &lt;コメント&gt;

運営規定に「秘密の保持」として個人情報保護について明示しています。個人情報管理の責任者は園長で、記録管理責任者は主任となっており、保護者には入園説明会で説明しています。実習生、ボランティアを受け入れる際は秘密保持の誓約書を提出してもらっています。職員は新年度時個人情報の取り扱いの研修を行っています。子どもに関する個人情報が載っている書類は鍵のかかるロッカーに保管し、廃棄はシュレッダー処理、又はリサイクルサービスで溶解処理をしています。パソコンの記録は全てUSBメモリに収め、パソコン内に情報は残していません。

(別紙2A)

## 第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-（1）全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	---	---

## 【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
  - イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
  - ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
  - エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
  - オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

## &lt;コメント&gt;

全体的な計画は日本国憲法、児童憲章、児童権利条約、児童福祉法、保育指針を参考に作られています。法人及び園の保育理念、保育目標に沿って作成され、子どもの発達過程、地域の実態、家庭環境、保育時間を考慮して保育のねらいや内容が総合的に展開出来るよう編成されています。特に子どもの生活や発達の連続性に留意し、長期的な見通しを持ち、保育を進める事を大切にして作成されています。年長児は横浜市のスタートカリキュラムを根底にした園のスタートカリキュラムがあり、学びの芽生えや就学への期待を持ち、活動も全体的な計画の中に位置付けられています。作成にあたっては園長、主任が中心になり各グループに分かれて検討し職員も参画して長期的な見通しをもって作成されています。年度末にはプロジェクトチームを作り各クラスの意見や評価をまとめて次年度の作成に生かしています。

A-1-（2）環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

## 【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

## &lt;コメント&gt;

園は木々に囲まれ四季の変化が感じられる豊かな自然環境の中にあります。保育室には温湿度計のほかにCO2測定器の設置、サーキュレーターも増設して常に換気をしています。「衛生管理マニュアル」を基に掃除、消毒が行われ、寝具は天日干しを行い、年1回レンタル交換しています。家具や遊具の素材は安全で心地よい木材を多く取り入れ、ロッカーやパーテーションの活用、マット、ゴザを敷き、それぞれコーナー遊びや好きな遊びが落ち着いてできるように工夫した空間づくりができています。肋木、滑り台を室内に置き、運動遊びがいつでも出来るようになっていきます。ベランダや園庭を使い、外で食事をする事があります。トイレはイラストを貼り、親しめる場所、利用しやすい場所になるように配慮し、1日に2度清掃しています。子どもが心地よく過ごせる環境が整備されています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
---	---

## 【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
  - ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
  - イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
  - ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
  - エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
  - オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
  - カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

## &lt;コメント&gt;

入園時の個人面談で入園までの家庭での様子や成長過程を聞き取る等、情報を得て個人差を把握しています。子どもが自分の気持ちをありのまま表現できるように各年齢の発達に沿った声かけや対応をし、一人ひとりの子どもの心を受け止める保育を大切にしています。子どもへの声かけは子ども自身が自分で気づくように問いかける言葉で話す事を職員心掛けています。自分の気持ちを言葉で表すことが難しい子どもは保育士がその思いを分かりやすい言葉で代弁し、気持ちを汲み取れるように関わっています。各年齢に合わせ、一人ひとりの子どもの心を大切に受け止め、子どもが自分でやろうとするまで待つ等、子どもを受容し子どもの状態に応じた保育を行っています。



第三者評価結果

A4

**A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。**

a

## 【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
  - イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
  - ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
  - エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
  - オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

## &lt;コメント&gt;

個々の子どもの発達にあわせ子どもが自分でやろうとする気持ちのタイミングを捉えて働きかけを始めています。特に家庭との連携が大切なので、日々のやり取りを通して家庭と保育園が同じ方法で進めていけるように声かけしています。子どもがやろうとしている場面では個別に声をかけ、出来た時は一緒に喜び次へとつなげています。個人マークをロッカーやタオル掛け、靴箱等に付け、自分の場所や物が分かるようにしています。食事の仕方、着脱、靴を履くなど繰り返しの中で行う事により身に付け、自信へとつなげています。絵本、紙芝居、集会などを通じても生活習慣を身に付けることの大切さを子どもが理解できるよう伝えていきます。看護師が主体となり手洗い、歯磨きの大切さを伝えていきます。食パンを使って菌の繁殖実験を行い、目で見て分かるように虫歯予防の大切さを伝えていきます。

第三者評価結果

A5

**A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。**

a

## 【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
  - イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
  - ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
  - エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
  - オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
  - カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。

- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもが自発的に遊べるように保育室の玩具は子どもが自ら取り出し選んで遊べるようになっています。子どもの発達や興味にあわせ年齢に応じた手作り玩具、牛乳パックを使った玩具や椅子、段ボールの活用等をして保育室の空間づくりなどの環境を整備しています。幼児組は廃材を用意し、制作やお絵描きがいつでもできるようにはさみやクレヨンなども自由に使えるようになっています。廊下での運動遊びも雲梯や鉄棒、乳児滑り台等保育士の見守りの中で行っています。園庭は木々に囲まれ自然豊かで広々としており、ボール遊び、鬼ごっこ、竹馬や雲梯、泥遊び等思いきり飽きるまで遊べる環境となっています。子どもたちが自分たちでルールを作り遊び込む姿があります。「ヤッターの日」には5歳児がお化け屋敷、水や水路作り等自分達が考えて遊んだ後3、4歳児を招待して一緒に遊ぶ姿があります。散歩の途中で地域の人との関わりの場面もあり、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が進められています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
  - ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
  - イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
  - ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
  - エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
  - オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
  - カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

年間目標の中に“大人に依存して安定した信頼関係を作る”事が掲げられています。安心して保育士とアタッチメント(愛着関係)を持ち、心地よく過ごせるように子どもの表情を大切に目と目を合わせ応答的な関わりをしています。食事の介助や寝かしつけは担当制をとり、より保育士との関係が出来るように配慮しています。保育室は畳敷きで温かみがあり、落ち着いて過ごせるスペースとなっています。子どもがハイハイやヨチヨチ歩きで保育室の中を自由に動き回れるように保育室のレイアウトを変更し、生活空間の工夫をしています。発達段階に合わせた手作り玩具等は子どもが自ら取り出せるようになっており、興味や関心が持てるように配慮されています。午前寝や夕寝が個々に合わせて落ち着いてとれるようスペースの工夫をしています。保護者とは朝夕の送迎時や毎日の連絡ノートで家庭での様子、保育園での様子を伝え合い連携を図っています。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

## 【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
  - イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
  - ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
  - エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
  - オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
  - カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
  - キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

## &lt;コメント&gt;

園は小集団の保育を大切にしており、1、2歳児は月齢により3グループに分け、よりきめ細かい保育を実施しています。自分でやろうとする気持ちや自我が発達する年齢なので極力その気持ちを大切に保育を行っています。子どもが安心して興味や関心を持って遊びが出来るように玩具類は手の届くところに収納され、いつでも子どもが自ら取り出せるようになっています。ままごとや病院ごっこ遊びが大好きで保育士も一緒になって遊びに関わっています。自我の発達に伴い遊びの中で玩具や場所の取り合い等もあり、保育士はお互いの気持ちを伝え、関わりが持てるよう中立ちをしています。園庭遊びも好きで他のクラスとも一緒になりどろんこ遊び等興味ある遊びをしています。用務員、看護師、栄養士、調理師と顔を合わせると声をかけられたりして関わりをもっています。保護者とは送迎時のやり取りや連絡帳で子どもの様子を伝え合い、連携を図っています。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

## 【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のあな活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
  - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
  - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
  - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

## &lt;コメント&gt;

3歳児はヒーローごっこ、ままごとごっこや簡単なルールのある遊びが好きで、友だちと楽しく遊べるように保育士も一緒に遊んでいます。興味関心のある活動がさらにできるよう、コーナー作りや手作り玩具等保育環境を整えています。4歳児はグループ活動が盛んで、中あてドッチボールが特に人気があります。5歳児は友だちと協力して遊ぶ姿が多々あり、認め合ったり励まし合える集団作りを目指しています。リトミック、鉄棒、縄跳び、跳び箱等の四肢の発達を促す運動遊びを積極的に取り入れ、運動会でも披露しています。年間行事では日本の伝統的な行事、芋ほり、繭玉づくり、わかばまつり、5歳児はわんぱくキャンプ等様々な活動を行い、子ども達の体験と経験の場を多く作っています。保護者へはクラス便り、壁新聞、行事への取組の様子、行事終了時の感想等を冊子や壁新聞、クラス便りを通じて伝えていきます。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

## 【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
  - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
  - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
  - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
  - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
  - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
  - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
  - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

園内は段差などもあり、環境整備の面では肢体不自由な子どもへの対応に課題があります。入園希望があった際には、事前に保護者に園生活が可能か判断をしてもらっています。個々の発達に合わせた個別指導計画は成長に合わせた指導計画となっており、クラスの指導計画とも関連付けて、本人に無理のない範囲でクラスの活動に合流しています。保護者からの申請で港南、戸塚療育センターの巡回訪問指導を受け、研修などで対応の仕方や環境設定の相談、助言を受けています。職員全体に子どもの現在の様子を随時報告し、全職員で共有しています。障害児保育実施園である事は入園面接時に保護者に説明していますが、更に理解が得られるようにクラス懇談会の折に保護者本人から子どもの様子を話す機会を用意しています。

A10	<b>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</b>	<b>a</b>
-----	--	----------

## 【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
  - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
  - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
  - エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
  - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
  - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
  - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

## &lt;コメント&gt;

一人ひとりの登園時間や降園時間が違う中で子どもの在園時間に配慮して活動を行っています。各クラスの月案の中に“長時間保育への配慮”の項目を作り、生活リズムや体力面に配慮して遊びを行っています。特に0歳児は午前睡や夕寝の環境を整えています。朝の延長保育は、始めは合同ですが登園児が増える時間帯から各クラス別保育としています。夕方の延長保育は園児数が少なくなった時間帯から全園児一緒に合同保育となります。午後6時半以降も利用の園児には軽食(おにぎりやパスタ)の提供を行っています。合同保育の保育室では玩具の大きさや種類に配慮し、大きい園児は座って遊ぶようにして、異年齢保育に配慮しています。延長保育時の家庭への連絡事項は連絡ノートで遅番の保育士に伝え、連絡漏れの無いよう引き継ぎをしています。

A11	<b>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</b>	<b>a</b>
-----	--	----------

## 【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
  - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
  - ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
  - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
  - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

## &lt;コメント&gt;

「全体的な計画」の中に小学校との連携や就学に関連する指導計画“幼保小の架け橋プログラム(スタートカリキュラム)”が作成され、保育内容を年間保育計画に取り込んでいます。その中に年度後半の活動のねらい、活動の柱、主な活動、子どもへの配慮、環境設定が示され、段階的に就学へ向けた指導計画があります。地域の保育園、幼稚園との5歳児交流、学校見学や生活発表への参加等子どもたちが就学に期待が持てる機会を設けています。園長は保護者に対して就学児懇談会を行い、生活習慣の見直しや確認、就学への心構えなど必要な情報を伝え、小学校に上がる子どもの生活に見通しを持てる機会を設けています。5歳児担当職員は年4回幼保小接続期研修会に参加し、小学校教員と意見交換し、連携をとっています。就学に向けて保育所児童保育要録を作成し、園長が確認を行った後に学校に送付しています。状況により直接やり取りする場合があります。

## A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

## A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

b

## 【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
  - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
  - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
  - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
  - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
  - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
  - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
  - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

## &lt;コメント&gt;

「健康管理マニュアル」をもとに、登園時には、家庭での様子、登園時の健康チェック、玄関先での手洗いを行っています。保育中の体調悪化や怪我については降園時にその様子を伝えていますが、症状によっては保護者に連絡しお迎えを要請しています。怪我の場合は保護者へ確認して医療機関を受診する場合があります。病後の登園時は家庭での様子や症状の確認を行っています。特に感染症の場合は登園前に連絡を取り確認をしています。子どもの健康について会議や週ミーティングで報告し、全職員が共有しています。「保健年間計画」に沿って子ども達にうがいや手洗い、歯磨き指導等様々な取組をしています。SIDSに関する研修や危険について保護者にも伝えていきます。0、1歳児は午睡時の呼吸確認チェック、2歳児は体位チェックを行っています。園の健康・保健についての取り決めは入園案内(重要事項説明書)の中に詳しく記載して保護者へ周知していますが、再度園としての方針を保護者へ伝え、特に感染対策として早期のお迎えや家庭保育の協力について保護者に継続的に周知し、理解につなげていくことが期待されます。

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
-----	-----------------------------------	---

## 【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
  - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
  - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

## &lt;コメント&gt;

健康診断、歯科健診を年2回実施し、尿検査は幼児組、視聴覚検査は4歳児が年1回、身長体重測定は全クラス毎月行っています。健診前に保護者から園医に対しての質問をあらかじめ聞き取り、健診後に保護者へ園医からの回答を伝えています。健診結果はカウプ指数も示して健康記録に記載し、ファイリングして保管しています。同時に保護者へその日の内に所定の用紙に健診結果を記載し、伝えています。受診が必要な場合は看護師から保護者へ口頭で説明し、受診を勧めています。受診後の全園児の結果は統計を取って家庭の生活に生かされるよう保健だよりでお知らせしています。保健年間計画の中で健診結果が保育に生かせるよう看護師が歯磨き、手洗い、ばい菌の話や健康についての話等の健康教室を行っています。

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	a
-----	---	---

## 【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
  - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
  - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
  - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
  - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
  - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

アレルギー疾患のある子どもの入園については個別面接でアレルギー診断書、主治医意見書、除去食申請書を基に除去食品の確認等を行っています。献立表に基づいて栄養士と除去食品の確認、園での対応方法の説明などマニュアルに基づいて保護者と確認をしています。毎月栄養士と保護者で献立表を基に除去食品の確認を行い、全職員が共有しています。食事の提供時は専用の机と椅子、食器を用意し、すべてに子どもの名前を記入しています。調理室から受け取る際、担任と調理員で食器の名前と中身の確認、クラスで提供する際も2人の担任で食器と中身の確認をし、誤食の無いよう十分に注意しています。園医によりエピペンの打ち方やアレルギー摂取後の初期症状について園内研修を行い、必要な知識を得ています。クラス内の他の子どもにはアレルギー疾患について注意する点を伝えています。

## A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

## 【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
  - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
  - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
  - エ 食器の材質や形などに配慮している。
  - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
  - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
  - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
  - ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

## &lt;コメント&gt;

子どもの食については、全体的な計画、各指導計画、食育計画に位置づけて、子どもが食に関する豊かな経験ができるよう取り組んでいます。園では月に1回、食育の一環として「お弁当の日」を設けています。保護者の理解、協力によりお弁当を持参してもらい、普段とは違う特別な日として、子どもたちも楽しみにしています。園では大きなホールでゆっくり落ち着いて食事を摂ることができます。食器、食具は年齢ごとにそれぞれの成長に合わせたものを用意し、家庭的なぬくもりを感じる陶器製の食器を使っています。子どもは、枝豆取り、トウモロコシの皮むきなど調理の下拵えの手伝いをし、食に関する興味を深めています。幼児クラスは、自分で適量を盛り付け、配膳をしています。食事時の各テーブルでは、子ども同士の楽しい会話が交わされ、保育士は、同じテーブルに付いて声かけをしながら優しく見守っています。苦手な食材があるときは、「このくらい食べてみようか」と、少しでも食べられるように支援しています。乳児は月齢によって発達の差が大きいので、一人ひとりに合わせた離乳食を提供しています。保護者には、給食試食会を開いて味の共有をしたり、レシピの提供をしています。

第三者評価結果

A16 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

## 【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
  - イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
  - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
  - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
  - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
  - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
  - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。



## &lt;コメント&gt;

毎月実施する給食委員会で、子どもの食べる量や好き嫌いを把握し、次の献立・調理に反映しています。栄養士や調理員は、食事中に子どもの様子を直接見て回り、子どもの話を聞いています。園では「旬や季節のものを取り入れた和食中心の献立」に力を入れています。園だよりの「給食室からこんにちは」では、わかば保育園の和食の特徴として「旬の食材を毎日献立に使用」や「季節を感じる献立」、「行事との関わり」等を挙げて保護者に伝えています。主な行事食として、正月の「七草がゆ」や「おしるこ」、節分の「鬼バーグ」、4月の「よもぎ団子」、七夕の「天の川すまし汁」と「短冊サラダ」等が人気です。行事食の提供の際には、行事の由来や背景の文化などを子どもたちへ伝えています。「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき衛生管理を適切に行っています。

## A-2 子育て支援

## A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

## 【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

## &lt;コメント&gt;

家庭とは「連絡ノート」を使用して日常的な情報交換を行うとともに、毎日の送迎の際のコミュニケーションを大事にしています。園では幼児クラスを含めた全クラスで連絡ノートを使用し、きめ細かな情報交換に努めています。毎月発行の園だよりに、クラスだよりに等は、保育の内容や子どもの様子、行事等の情報を詳しく伝えています。クラス懇談会では、写真やビデオを使用して保育の様子を分かりやすく伝えています。写真とコメントで子どもの様子を伝える「壁新聞」を園内に掲示して、保育の様子を保護者に伝えています。わかばまつり、運動会、お楽しみ会、保育参加等は、保護者と子どもの成長を共有できる良い機会となっています。個人面談も定期的に開催して情報交換し、内容を適切に記録しています。

## A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

## 【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。

- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者とは、送迎時のコミュニケーションにより信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりをしています。保護者からの相談は、定期的実施する個人面談のほか、必要があるときに声かけをして面談を行うなど、保護者に寄り添った対応をしています。相談内容によっては、対応した職員が園長や主任の支援を受けられる体制がとられています。保護者の精神面での支援が必要な場合には、法人内の心理士から専門的なアドバイスが受けられます。面談は、保護者の就労等の事情を考慮しながら日程調整し、面談場所は、保護者のプライバシーに配慮して設定しています。相談内容は、適切に記録して、児童票と一緒に個人ファイルに綴じて保管しています。

第三者評価結果

A19

**A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。**

**a**

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

家庭での虐待の予防や早期発見、早期対応のための体制を整えています。職員は、子どもの様子を身近に観察できる立場にあることを自覚し、登園の際の子どもの様子、顔や手足に傷や痣がないかなどの視診をしています。着替えの際に身体を見たり、子どもの何気ない言葉にも気を配り、虐待等の兆候を見逃さないようにしています。保護者が何らかの困難を抱えている時は、予防の観点からも精神面、生活面の支援のため、声かけや相談に応じる体制をとっています。虐待の可能性があると感じたときには、速やかに園長に報告したり、園全体での対応につなげ、区役所の所管課や児童相談所に連絡をしています。区の所管課、児童相談所、ケースワーカー、保健師等の関係機関とは日頃から連携して情報共有をしています。虐待防止のマニュアルを整備し、マニュアルに基づく研修をしています。

## A-3 保育の質の向上

## A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
-----	---	---

## 【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
  - イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
  - ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
  - エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
  - オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
  - カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

## &lt;コメント&gt;

保育士は、毎月、月案を作成する際にクラス内で前月の振り返りを話し合い、「前月の保育、評価、反省」としてまとめています。また、年間保育計画に基づく保育実践についても同様に「期ごとの振り返り」を行い、課題を明確化して「次期に向けて」の取組につなげています。期ごとの振り返り際には、全クラス一人ひとりの職員が振り返りの内容を説明し、意見交換をしています。この振り返りは園全体で共有され、互いの気づきや学び合いに繋がっています。職員は定められた項目に基づいて自己評価を行っており、評価結果を集計した「保育園自己評価の集計表」はホームページで公表しています。さらに、反省や次年度に向けた課題、改善についての記述が期待されます。



株式会社フィールズ  
〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F  
TEL:0466-29-9430  
Mail:hyouka@fieldsshonan.jp